

施行規則第 88 条証明にかかるチェックリスト

書類の名称	明示等すべき事項	原本の必要 チェック
全般(共通事項)	<p>チェック欄に <input checked="" type="checkbox"/> 後、本チェックリストを添付すること</p> <p>・証明書は原本(書面)で交付するため、郵送希望の場合は、返信用封筒を送付すること。</p> <p>・手数料の納付を確認した日を“受付日”として扱う。</p> <p>【申請方法】</p> <p>◆書面の場合</p> <p>・各種申請書類は インデックス をつけること。</p> <p>◆電子の場合</p> <p>・PDF 形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。</p> <p>※公図ほか、原本(書面)の提出を求める書類等があるので注意してください。</p> <p>【手数料の納付】</p> <p>◆滋賀県収入証紙</p> <p>◆キャッシュレス決済(クレジットカード、二次元コード、電子マネー)</p> <p>※電子申請における電子収納はクレジットカードのみ</p>	□
書類1 宅地造成等または建築に関する証明書の交付申請書 (第 14 号様式)	<p>・手数料を滋賀県収入証紙で納付する場合、申請書の 手数料欄 に証紙を貼り付けること。</p> <p>・数値は 小数第三位以下を切り捨て、小数第二位 まで記入すること。</p> <p>[1欄 証明を受けようとする土地の所在および実測面積]</p> <p>・すべての地番を記入すること。</p> <p>(欄が足りない場合は、代表地番の後に「外〇筆(別紙とのおり)」と記載し、別紙を添付すること。)</p> <p>・地名地番は土地の登記事項証明書に記載のとおりとし、 数字表記 や 枝番表記 に注意すること。</p> <p>・面積は実測面積とし、道路後退等がある場合は 後退前 の面積を記載すること。</p> <p>※建築確認申請における敷地面積の範囲外で一的な造成(隣接地の嵩上げ等)を行う場合、証明を受けようとする土地に当該範囲を含める必要がある。</p> <p>[2欄 建築物等の用途、3欄 建築物等の構造および規模]</p> <p>・建築物等の用途、構造および規模は建築確認申請と同様とし、複数棟ある場合は棟ごとに構造および規模を記入すること。(欄が足りない場合は、別紙を添付すること。)</p> <p>[4欄 敷地造成の有無および規模]</p> <p>・新たに行なう造成行為(土地の形質の変更)について記入すること。</p> <p>※建築等と密接不可分な工事(基礎工にかかる掘削、埋戻しなど)を除く。</p> <p>[5欄 代理人の住所、氏名および連絡先]</p> <p>・代理人の氏名、住所ならびに電話番号を記載し、担当者名とメールアドレスも明記すること。</p> <p>(復代理人がいる場合は復代理人も記載すること。)</p> <p>[6欄 その他必要事項]</p> <p>・他の法令による許可や認可等を要する場合は、その手続の状況を記入すること。</p>	□
書類2 委任状 (任意様式)	<p>・日付、委任事項、受任者の住所、氏名および連絡先を記載すること。</p> <p>(委任事項には「盛土規制法」に基づく手続きであることを明記すること。)</p> <p>※代理人による申請の場合に添付すること。(押印は求めないが、当該代理人が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。)</p>	□
書類3 公図(字限図)	<p>・事業区域内(緑色)、里道(赤色)、水路(青色)でそれぞれ着色すること。</p> <p>・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。</p> <p>※登記情報提供サービスで取得したものは不可。</p> <p>※既に同一敷地(形状)で盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)を取得済みの場合は不要。</p>	要 □
書類4 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	<p>・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。</p> <p>※登記情報提供サービスで取得したものは不可。</p> <p>※既に同一敷地(形状)で盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)を取得済みの場合は不要。</p>	要 □
書類5 現況写真 (任意様式)	<p>・事業区域を 赤線 で表示すること。</p> <p>・区域界部および全体(盛土、切土をしようとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。</p> <p>・撮影方向位置図(地形図または土地の平面図をベースに作成)を添付すること。</p>	□

図面の名称		明示等すべき事項	チェック
全般(共通事項)		<p>【添付方法】</p> <p>◆書面の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 <p>◆電子の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ・図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。 	<input type="checkbox"/>
図面1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/2,500 程度(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。 	<input type="checkbox"/>
図面2	土地の平面図 (造成計画平面図)	<p>※造成(盛土・切土)がなければ「土地利用計画平面図(配置図)」と兼ねてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方位、土地の境界線(赤枠)、断面図作成箇所(記号等) ・縮尺 1/2,500 程度(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分を明示すること。 	<input type="checkbox"/>
図面3	土地利用計画平 面図(配置図)	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 1/2,500 程度(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色等)とすること。 ・事業完了後の土地利用、形状および計画高を示す図とすること。 ・方位、区域の境界 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・宅地(一区画)面積 ・事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 	<input type="checkbox"/>
図面4	土地の断面図 (造成計画断面 図)	<p>※造成(盛土・切土)が無い場合も添付必要。(造成が無いことを確認するため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成行為をする前後の地盤面高さ ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 程度(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) ・なお、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。 	<input type="checkbox"/>
図面5	求積図(丈量図)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ・原則、座標求積とすること。(CAD求積も可とする。) ・次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①土地の面積 ②行為をする土地の面積 ・面積は小数第2位まで明示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 ・地積測量図(写し)でもよい。 	<input type="checkbox"/>
図面6	建築平面図・立 面図	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての計画建築物の平面図および立面図を添付すること。 ・計画建築物の面積算出根拠図面を添付すること。 ・平面図、立面図等各図面には建築物の構造、建築面積、延床面積を記入すること。 	<input type="checkbox"/>
その他	その他必要な図 書等	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)の写し等 ・法第2条の規制対象外の土地(法公共施設用地)または法第12条第1項ただし書きの許可対象外となる工事(災害の発生のおそれがないと認められる工事)に該当する場合は、該当することが分かる書類等。 ・その他、審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。 	<input type="checkbox"/>